

新潟県新潟潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第19号

新潟県新潟潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合は当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正後部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正前部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合は当該改正後部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正前部分」という。）を削り、改正後部分に対応する改正前部分に改め、改正部分に対応しない場合には当該改正部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正前部分」という。）を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 収入原因行為担当者 知事並びに収入原因行為を行う知事の権限を第6条第1項の規定により委任された者及び専決することができる者並びに収入原因行為を行う事務所長の権限を同条第2項の規定により専決することができる者という。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(予算の執行権限)</p> <p>第6条 次に掲げる事項を除き、予算を執行する知事の権限は、別表第1に掲げる区分により副知事、局長、港湾振興課長若しくは港湾振興課課長補佐に専決させ、又は同表に掲げる区分により事務所長若しくは新潟地域振興局新潟潟港湾事務所東港分所長（以下「分所長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 収入原因行為を行う事務所長の権限は、別表第1第1号の表に定めるところにより分所長に専決させる。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 収入原因行為担当者 知事並びに収入原因行為を行う知事の権限を第6条第1項の規定により委任された者及び専決することができる者という。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(予算の執行権限)</p> <p>第6条 次に掲げる事項を除き、予算を執行する知事の権限は、別表第1に掲げる区分により副知事、局長等に専決させ、又は同表に掲げる区分により事務所長又は新潟地域振興局新潟潟港湾事務所東港分所長（以下「分所長」という。）に委任する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認める場合は、別に告示して、委任した権限の範囲又は専決させる者を変更することができる。

(公金振替書による支払)

第64条 (略)

2 前項の規定による公金振替書には、振替金額、事業年度、会計名、発行年月日及び番号を記載しなければならない。

(支払日計表)

第93条 出納店は、第88条から第90条までの規定により支払をしたときは、支払日計表を作成し、会計管理者に提出しなければならない。

(事務の専決)

第153条の2 第121条、第122条第2項第3号、第124条、第132条第1項第4号、第133条、第141条第2項、第144条、前条第2号並びに次条第1項第4号及び第3項に掲げる知事の権限は、特に重要な事項を除き局長に専決させる。

(事務の委任等)

第153条の3 (略)

2 前項第3号及び第4号の規定により事務所に委任した事務は、分所長に専決させる。

3 前2項の規定により委任し、又は専決させることとした事務のうち各号のいずれかには該当するものについては、事務所長又は分所長は、その処理につきあらかじめ知事の指揮を受けなければならない。

- (1) 事務所長又は分所長において特に重要又は異例と認めるもの
- (2) (略)

(決算書類の提出)

第162条 港湾振興課長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、局長に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認める場合は、別に告示して、委任した権限の範囲又は専決させる者を変更することができる。

(公金振替書による支払)

第64条 (略)

2 前項の規定による公金振替書には、振替金額、事業年度、会計名、発行年月日、取扱公置名及び番号を記載しなければならない。

3 公金振替書を損傷又は亡失したときに行なう再発行の手続は、第53条第4項及び第5項の規定を準用する。

(支払日計表)

第93条 出納店は、前2条の規定により支払をしたときは、支払日計表を作成し、会計管理者に提出しなければならない。

(事務の専決)

第153条の2 第121条、第122条第2項第3号、第124条、第132条第1項第4号、第133条、第141条第2項、第144条、第153条第2号並びに第153条の3第1項第4号及び第2項に掲げる知事の権限は、特に重要な事項を除き局長に専決させる。

(事務の委任)

第153条の3 (略)

2 前項の規定により委任した事務のうち各号のいずれかには該当するものについては、事務所長は、その処理につきあらかじめ知事の指揮を受けなければならない。

- (1) 事務所長において特に重要又は異例と認めるもの
- (2) (略)

(決算書類の提出)

第162条 港湾振興課長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、局長に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作

成は、間接法によるものとする。

- (1) 決算報告書（予算決算対照表）
- (2)～(7) (略)
- (8) 収益費用明細書
- (9)～(11) (略)

別表第1（第6条関係）

(1) 収入原因行為専決・委任区分

費目	専決・委任区分		副知事	局長	港湾振興課長	事務所長	分所長	
	(略)	(略)					委任	専決
(収益的収入) 営業収益	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	○		○
その他 営業収益	(略)	財産貸付収益 (略)	(略)	(略)	(略)			
営業外収益	(略)	雑収益	(略)	(略)	(略)		30万円未満	
(略)	(略)	有価証券売却収益 不用品売却収益 (略)	(略)	(略)	(略)		30万円未満	

(2)・(3) (略)

注 (略)

成は、間接法によるものとする。

- (1) 決算報告書（予算決算対照表及び資金収支表）
- (2)～(7) (略)
- (8) 収益及び費用明細書
- (9)～(11) (略)

別表第1（第6条関係）

(1) 収入原因行為専決・委任区分

費目	専決・委任区分		副知事	局長	港湾振興課長	事務所長	分所長
	(略)	(略)					
(収益的収入) 営業収益	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		○
その他 営業収益	(略)	財産貸付収益 (略)	(略)	(略)	(略)		
営業外収益	(略)	雑収益	(略)	(略)	(略)		30万円未満
(略)	(略)	有価証券売却収益 不用品売却収益 (略)	(略)	(略)	(略)		30万円未満

(2)・(3) (略)

注 (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

